

## 県税に係る印刷物等への広告掲載要綱

### ( 趣旨 )

第1条 この要綱は、県税に係る印刷物等（以下「印刷物等」という。）に広告（以下「広告」という。）を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

### ( 広告の範囲 )

第2条 広告は、公共性、品位及び税務行政への信頼を損なうおそれのないものとし、次のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (2) 社会問題についての主義・主張、その他意見表明に関するもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者を誹謗中傷するもの又は第三者の地位を不当におびやかすおそれのあるもの
- (6) 第三者の財産権、人格権、著作権その他の権利利益を不当に侵害するおそれのあるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 法令に反するおそれのあるもの
- (9) 求人広告に関するもの
- (10) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (11) 貸金業に関するもの
- (12) その他掲載する広告として適当でないと知事が認めるもの

### ( 広告主の範囲 )

第3条 次のいずれかに該当する者は、広告主になることができないものとする。

- (1) 県税について滞納がある者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) その他広告主としてふさわしくないと知事が認める者

### ( 広告の掲載料 )

第4条 広告に係る広告掲載料の募集最低価格は、募集に係る広告の際に提示する。  
2 広告デザイン等の作成に要する費用は広告主の負担とする。

### ( 広告の申込み )

第5条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書（別紙第1号様式）を知事に提

出するものとする。

( 広告主の決定 )

第6条 知事は、広告掲載申込書に記載された広告内容が、掲載する広告として適当であると認められる者のうち、申込金額がもっとも高い者を広告主として決定する。

( 広告原稿の提出等 )

第7条 広告に使用する主な言語は、日本語とする。

2 広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。

(1) 広告主の名称及び連絡先（連絡先については知事が必要と認める場合）

(2) 別に定める大きさの「**広 告**」の表示

3 広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、知事に広告の原稿を提出しなければならない。

4 知事は、提出された広告の原稿につき、適当ではないと認めるときは、期日を定め、修正及び再提出を求めることができ、広告主は、正当な理由なく、これを拒んではならない。

( 広告掲載料の請求 )

第8条 知事は、広告を掲載した後、速やかに広告主へその実績を報告するとともに、広告掲載料を別に定める期日を納付期限として請求する。

( 広告主の責務 )

第9条 広告主は、広告の内容につき、第2条各号のいずれにも該当するものではないことを保証しなければならない。

2 広告主は、自らが第3条第4号を除く同条各号に該当するものではないことを知事の求めに応じて、証明しなければならない。

3 広告主は、広告の内容等につき、知事から説明を求められたときは、速やかに説明をするものとし、これを拒んではならない。

4 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任と負担により解決しなければならない。

( 契約の解除 )

第10条 次のいずれかに該当するときは、知事は、広告主との契約を解除することができ、広告主は、印刷物等の再度の印刷費用その他の広告主の行為に起因して発生した県の損害を賠償しなければならない。

(1) 県による印刷物等の送付用封筒等の使用までに第3条第1号、第2号及び第3号のいずれかに該当したとき

(2) 正当な理由なく第7条第3項に規定する広告の原稿の提出を遅滞したとき

(3) 正当な理由なく第7条第4項に規定する修正及び再提出を拒んだとき

(4) 正当な理由なく第9条第2項の知事の求めに応じないとき

（ 広告審査会 ）

第 11 条 広告掲載を適正に執行するため、広告審査会を設ける。

広告審査会は、財務部次長、総務部秘書広報室広報広聴課長、財務部税務課長、出納局物品管理課長をもって構成する。

（ 合意管轄裁判所 ）

第 12 条 広告の掲載により生ずるすべての訴訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

（ その他 ）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

（ 附則 ）

この要綱は、平成 19 年 2 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 1 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。

この要綱は、令和元年 12 月 23 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 12 月 8 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 12 月 6 日から施行する。

( 第 1 号様式 )

## 広告掲載申込書

兵 庫 県 知 事 様

広告を掲載したいので下記のとおり申し込みます。

申込年月日		令和            年            月            日
申 込 者	所 在 地	〒
	名 称	
	代表者職氏名	
	担当者 部署・氏名	
	連絡先 電話番号	
	電子メール	
申込金額		円
広告の内容		